

令和 7 年第 2 回長瀬町議会臨時会会議録目次

招集告示	1
応招・不応招議員	2
5 月 1 2 日（月）	
○開 会	5
○開 議	5
○議案等の説明のため出席した者の紹介	5
○町長挨拶	5
○議事日程の報告	7
○会議録署名議員の指名	7
○会期の決定	7
○町長提出議案の報告及び一括上程	7
○議案第 2 3 号の説明、質疑、討論、採決	7
・議案第 2 3 号 専決処分の承認を求めることについて（長・町税条例の一部を 改正する条例）	
○議案第 2 4 号の説明、質疑、討論、採決	1 0
・議案第 2 4 号 専決処分の承認を求めることについて（長・町国民健康保険税 条例の一部を改正する条例）	
○議案第 2 5 号の説明、質疑、討論、採決	1 2
・議案第 2 5 号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	
○日程の追加	1 3
○議長辞職の件	1 4
○議長退任の挨拶	1 4
○日程の追加	1 4
○議長の選挙	1 5
○議長就任の挨拶	1 6
○日程の追加	1 7
○副議長辞職の件	1 7
○副議長退任の挨拶	1 7
○日程の追加	1 8
○副議長の選挙	1 8
○副議長就任の挨拶	1 9
○日程の追加	2 0
○常任委員会委員の選任	2 0
○日程の追加	2 1
○議会運営委員会委員の選任	2 1

○議会運営委員会正副委員長の互選	2 2
○字句の整理	2 2
○町長挨拶	2 2
○閉　　会	2 3

○ 招 集 告 示

長瀬町告示第60号

令和7年第2回長瀬町議会臨時会を、次のとおり招集する。

令和7年5月8日

長瀬町長 大 澤 タキ江

1 期 日 令和7年5月12日（月）

2 場 所 長瀬町役場議場

3 付議事件

（1）議案第23号 専決処分の承認を求めることについて（長瀬町税条例の一部を改正する条例）

（2）議案第24号 専決処分の承認を求めることについて（長瀬町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）

（3）議案第25号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

応招議員（9名）

1 番	鈴	木	日 出	男	君	2 番	板	谷	定	美	君
3 番	野	原	隆	男	君	4 番	岩	田		務	君
5 番	村	田	徹	也	君	6 番	野	口	健	二	君
7 番	関	口	雅	敬	君	8 番	大	島	瑠 美	子	君
9 番	新	井	利	朗	君						

不応招議員（なし）

令和 7 年第 2 回長瀬町議会臨時会 第 1 日

令和 7 年 5 月 1 2 日（月曜日）

議 事 日 程 （第 1 号）

1、開 会

1、開 議

1、議案等の説明のため出席した者の紹介

1、町長挨拶

1、議事日程の報告

1、会議録署名議員の指名

1、会期の決定

1、町長提出議案の報告及び一括上程

1、議案第 2 3 号の説明、質疑、討論、採決

1、議案第 2 4 号の説明、質疑、討論、採決

1、議案第 2 5 号の説明、質疑、討論、採決

1、議長辞職の件

1、議長退任の挨拶

1、議長の選挙

1、議長就任の挨拶

1、副議長辞職の件

1、副議長退任の挨拶

1、副議長の選挙

1、副議長就任の挨拶

1、常任委員会委員の選任

1、議会運営委員会委員の選任

1、議会運営委員会正副委員長の互選

1、町長挨拶

1、閉 会

午前9時開会

出席議員（9名）

1番	鈴木	日出男	君
3番	野原	隆男	君
5番	村田	徹也	君
7番	関口	雅敬	君
9番	新井	利朗	君

2番	板谷	定美	君
4番	岩田	務	君
6番	野口	健二	君
8番	大島	瑠美子	君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町長	大澤	タキ	江君
教育長	井深	道子	君
企画財政課長	橋本	明身	君
町民課長	枋原	秀樹	君
健康こども課長	福島	陽子	君
建設課長	村田	和也	君

副町長	飯塚	寛	君
総務課長	染野	和明	君
会計課長 管理課 会務課 税務課	福嶋	俊晴	君
福祉介護課長	内田	千栄子	君
産業観光課長	常木	真人	君
教育次長	熊谷	昌史	君

事務局職員出席者

事務局長	前沢	克之
------	----	----

書記	中畝	康雄
----	----	----

◎開会の宣告

(午前 9 時)

○議長（岩田 務君） 皆さん、おはようございます。

今日は、令和 7 年第 2 回長瀬町議会臨時会に当たり、何かとご多忙のところ、議員各位にはご健勝にてご出席いただき、誠にありがとうございます。

ただいまの出席議員は 9 名でございます。定足数に達しておりますので、これより令和 7 年第 2 回長瀬町議会臨時会を開会いたします。



◎開議の宣告

○議長（岩田 務君） これより本日の会議を開きます。

上着の着脱は、ご自由をお願いいたします。

また、議場内にいらっしゃる方につきましては、議場内での水分補給を許可いたします。水分の容器は、机の下に置くようにしてください。

今議会において不穏当な発言があった場合は、後刻、記録を調査の上、措置いたします。

また、議員及び参与席にご着席の方々につきましては、会議中に席を離れ、やむを得ず議場外へ退出する場合は、挙手の上で、議長の許可を得てから行うようお願いいたします。



◎議案等の説明のため出席した者の紹介

○議長（岩田 務君） 本臨時会において、本日の会議に地方自治法第 121 条の規定により、提出議案等の説明のために出席を求め、出席された関係者は、参与席にご着席の方々でございます。



◎町長挨拶

○議長（岩田 務君） 本臨時会の開会に当たりまして、町長から挨拶のため発言を求められておりますので、ここで挨拶を許します。

町長。

○町長（大澤タキ江君） おはようございます。

本日ここに令和 7 年第 2 回長瀬町議会臨時会を招集申し上げましたところ、議員各位におかれましては、何かとご多忙の中をご健勝にてご参会を賜り、当面する町政の諸問題についてのご審議をいただきますことは、町政進展のため誠に感謝に堪えないところであります。

初めに、今日は今年度の初議会でございますので、私から説明等のため参与席に出席しております幹部職員の紹介をさせていただきます。

それでは、順次紹介をさせていただきます。副町長の飯塚寛でございます。

○副町長（飯塚 寛君） よろしくをお願いいたします。

○町長（大澤タキ江君） 続きまして、教育長の井深道子でございます。

○教育長（井深道子君） よろしく願いいたします。

○町長（大澤タキ江君） 会計管理者兼税務会計課長の福嶋俊晴でございます。

○会計管理者兼税務会計課長（福嶋俊晴君） よろしく願いいたします。

○町長（大澤タキ江君） 総務課長の染野和明でございます。

○総務課長（染野和明君） よろしく願いいたします。

○町長（大澤タキ江君） 企画財政課長の橋本明身でございます。

○企画財政課長（橋本明身君） よろしく願いいたします。

○町長（大澤タキ江君） 町民課長の朽原秀樹でございます。

○町民課長（朽原秀樹君） よろしく願いします。

○町長（大澤タキ江君） 福祉介護課長の内田千栄子でございます。

○福祉介護課長（内田千栄子君） よろしく願いいたします。

○町長（大澤タキ江君） 健康こども課長の福島陽子でございます。

○健康こども課長（福島陽子君） よろしく願いいたします。

○町長（大澤タキ江君） 産業観光課長の常木真人でございます。

○産業観光課長（常木真人君） よろしく願いします。

○町長（大澤タキ江君） 建設課長の村田和也でございます。

○建設課長（村田和也君） よろしく願いいたします。

○町長（大澤タキ江君） 教育次長の熊谷昌史でございます。

○教育次長（熊谷昌史君） よろしく願いいたします。

○町長（大澤タキ江君） 幹部職員の紹介につきましては以上でございます。今後ともよろしくお願いいたします。

それでは、令和7年第2回臨時会開会に先立ちまして、一言ご挨拶を申し上げます。

秩父の山々も日に日にその姿を変え、里山の若葉も次第に濃い緑に染まり、さわやかな風と初夏の訪れに喜びを感じる時期でございます。

さて、今月の25日には、秩父ミューズパークにおきまして第75回全国植樹祭が開催されます。当日行われます式典では、天皇皇后両陛下によるお手植えやお手まき行事が行われるほか、秩父地域の豊かな自然や歴史、文化等の魅力や森林資源の環境利用を推進する緑化運動、SDGsへの貢献につながる様々な取組を全国に発信する絶好の機会となります。

当町におきましても、6月3日には岩畳リフレッシュ大作戦を実施し、長瀬観光の中心であります岩畳周辺の自然環境を整備することで、天下の勝地とたたえられた自然と文化が共生する素晴らしい景色を後世に伝える取組を推進していく所存でございます。

さて、今議会でご審議いただきます案件は、専決処分承認案2件、条例の改正案1件の計3件でございます。慎重にご審議をいただき、ご議決賜りますようお願いいたします。また、これらの案件につきましては、各議案が上程されましたその都度ご説明申し上げます。

以上、臨時議会開会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。



◎議事日程の報告

○議長（岩田 務君） 本日の議事日程をご報告いたします。

本日の議事日程は、印刷の上、既にお手元に配付してあるとおりでございます。これに従って議事を進めてまいりますので、よろしくご了承願います。



◎会議録署名議員の指名

○議長（岩田 務君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、長瀬町議会会議規則第126条の規定により、議長から指名いたします。

3番 野 原 隆 男 君

5番 村 田 徹 也 君

以上の2名を指名いたします。



◎会期の決定

○議長（岩田 務君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日1日間になりたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（岩田 務君） ご異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は、本日1日間とすることに決定いたしました。



◎町長提出議案の報告及び一括上程

○議長（岩田 務君） 日程第3、町長提出議案の報告及び一括上程を行います。

今期臨時会に町長から提出された議案は、議案第23号から議案第25号までの3件でございます。議案は、お手元にご配付してあるとおりでございます。個々の議案内容の報告は省略させていただきます。

個々の議案に対する提案理由、内容の説明等は、個々の議案が議題に供された際に求めることにいたしますので、ご承知おきいただきたいと思います。

それでは、これより日程に従って議事に入ります。



◎議案第23号の説明、質疑、討論、採決

○議長（岩田 務君） 日程第4、議案第23号 専決処分の承認を求めることについて（長瀬町税条例の一

部を改正する条例)を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長(大澤タキ江君) 議案第23号 専決処分の承認を求めることについて(長瀬町税条例の一部を改正する条例)の提案理由を申し上げます。

地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律等が令和7年3月31日に公布され、同年4月1日から施行されることに伴い、緊急に長瀬町税条例を改正する必要性が生じたため、令和7年3月31日付で、長瀬町税条例の一部を改正する条例を専決処分したので、地方自治法第179条第3項の規定により、この案を提出するものでございます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長(岩田 務君) 議案の内容等について税務会計課長の説明を求めます。

税務会計課長。

○会計管理者兼税務会計課長(福嶋俊晴君) 議案第23号 専決処分の承認を求めることについて(長瀬町税条例の一部を改正する条例)につきましてご説明申し上げます。

提案理由につきましては、町長が申し上げたとおりでございます。

初めに、令和7年度地方税制改正の概要でございますが、物価上昇局面における税負担の調整及び就業調整への対応や原動機付自転車の種別割税率区分の見直し、加熱式たばこの課税方式の見直し等を行うとしております。

それでは、専決処分いたしました長瀬町税条例の一部を改正する条例の内容につきまして、お手元に配付してございます参考資料の新旧対照表によりご説明いたします。なお、説明に当たりましては、語句の整備、根拠法令の改正による条項の繰上げまたは繰下げ、様式の追加等で、改正内容におおむね影響のないものにつきましては説明を省略させていただく場合がございますので、あらかじめご了承願います。

それでは、新旧対照表の1ページを御覧ください。左が現行、右が改正案、アンダーラインが改正箇所でございます。上段の第18条の改正は、公示送達の方法について、省令の改正に伴い規定の整備を行うものでございます。

中段の第18条の3、納税証明事項の改正は、第18条の改正に伴う規定の整備でございます。

下段から2ページにかけて、第34条の2の改正は、所得控除について物価上昇局面における税負担の調整及び就業調整の観点から特定親族特別控除が創設されたため、控除すべき金額に特定親族特別控除額を追加するものでございます。

2ページ中段の36条の2の改正は、町民税の申告について、特定親族特別控除の規定を追加し、規定の整備を行うものでございます。

3ページ中段の第36条の3の2の改正は、個人の町民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書について、記載事項に特定親族を追加するものでございます。

3ページ下段から4ページにかけて、第36条の3の3の個人の町民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書の改正におきましても、特定親族の規定を追加するものでございます。

4ページ下段から5ページにかけて、第63条の2の改正は、法律の改正に伴い、引用条項を整理するものでございます。

5ページ中段から6ページにかけて、第82条の種別割の税率の改正は、現行の50cc原付バイクが、令和

7年11月排ガス規制により今後の生産、販売が困難となる見込みのため、原動機付自転車のうち2輪で総排気量が125cc以下かつ最高出力が4.0キロワット以下の新基準原付について、軽自動車税種別割の税額が2,000円とされたため、規定を追加するものでございます。

6ページ中段の第89条の改正は、種別割の減免申請について、第82条の改正に伴い記載事項に係る規定の整備を行うものでございます。

7ページ上段から8ページにかけて、第90条の身体障害者等に対する種別割の減免の改正は、マイナンバーカードと運転免許証が一体化した、いわゆるマイナ免許証が運用されたことに伴い、身体障害者等の減免申請時にマイナ免許証の提示にも対応するため、規定の整備を行うものでございます。

8ページ中段の第149条、入湯税に係る特別徴収義務者の経営申告の改正と、次の9ページ上段の附則第10条の2の改正は、法律の改正に伴い、引用条項等の整理を行うものでございます。

9ページ中段の附則第10条の3の改正は、大規模の修繕等が行われた特定マンションに係る固定資産税について、減額を受けようとする区分所有者に代わり、マンションの管理組合の管理者等が書類を提出することにより、減額を適用する旨の規定を新設するものでございます。

10ページ上段から11ページにかけて、附則第16条の2の2の改正は、加熱式たばこにかかるたばこ税の課税標準の特例について、加熱式たばこの税率を段階的に引上げ、紙巻きたばこの税負担差を解消するため、当分の間の措置として課税方式の見直し規定を新設するものでございます。

最後に、専決処分書の別紙4ページを御覧ください。中段の附則でございますが、第1条はこの条例の施行期日を定めたもので、令和7年4月1日から施行するものでございますが、第1号から第3号までの規定については、各号に定める日から施行するものでございます。

5ページの第3条から6ページの第6条までは、今回の条例改正に伴うそれぞれの税目の経過措置について規定するものでございます。

以上で議案第23号 専決処分の承認を求めることについて（長瀬町税条例の一部を改正する条例）の説明とさせていただきます。

○議長（岩田 務君） これより本案に対する質疑に入ります。質疑はございますか。

5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） 条文中の特定親族について、特定親族がどの範囲でどういう形かということが理解できないので、その説明をお願いしたいと思います。

○議長（岩田 務君） 税務会計課長。

○会計管理者兼税務会計課長（福嶋俊晴君） それでは、村田議員の質疑にお答えいたします。

特定親族についてでございますが、こちらにつきましては大学生年代の19歳以上23歳未満の扶養のことになります。

○議長（岩田 務君） 5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） すみません。それは分かるのだけれども、要するに例えば大学へ行っていたのだけれども、休学しているとか、例えば大学に行かないで就職もしないで、できないでいたというか、そういうところも含むのかどうかというのが、そんなにないと思うのですけれども、もし規定がはっきりしているのならそれをお聞きしたいと思うのですが。

○議長（岩田 務君） 税務会計課長。

○会計管理者兼税務会計課長（福嶋俊晴君） こちらの年齢につきましては、法律のほうで定められており

まして、実際にこの年齢につきましては大学生の年代ということではありますが、留年ですとか、そういったいろいろな事情もありまして、きっちりこの間に入らない場合もございますが、法律でこういうふうな年齢については規定されておりますので、19歳から23歳未満ということで定められておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（岩田 務君） ほかに質疑はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（岩田 務君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（岩田 務君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第23号 専決処分の承認を求めることについて（長瀬町税条例の一部を改正する条例）を採決いたします。

本案を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（岩田 務君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第23号は原案のとおり承認することに決定されました。



◎議案第24号の説明、質疑、討論、採決

○議長（岩田 務君） 日程第5、議案第24号 専決処分の承認を求めることについて（長瀬町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤タキ江君） 議案第24号 専決処分の承認を求めることについて（長瀬町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）の提案理由を申し上げます。

地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律等が令和7年3月31日に公布され、同年4月1日から施行されることに伴い、緊急に長瀬町国民健康保険税条例を改正する必要性が生じたため、令和7年3月31日付で長瀬町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を専決処分したので、地方自治法第179条第3項の規定により、この案を提出するものでございます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（岩田 務君） 議案の内容等について税務会計課長の説明を求めます。

税務会計課長。

○会計管理者兼税務会計課長（福嶋俊晴君） 議案第24号 専決処分の承認を求めることについて（長瀬町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）につきましてご説明申し上げます。

提案理由につきましては、町長が申し上げたとおりでございます。

今回の主な改正内容でございますが、国民健康保険税における加入者負担の公平性を図る観点から、国民健康保険税の課税限度額の引上げと軽減判定所得の見直しを行うなど、昨年度に引き続き中低所得層に対する軽減措置の拡充を図るものでございます。

それでは、専決処分いたしました長瀬町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の内容につきまして、お手元に配付してございます参考資料の新旧対照表によりご説明いたします。新旧対照表の1ページを御覧ください。上段の第2条は、課税額の規定でございますが、第2項の改正は医療給付費分の課税限度額を1万円引き上げ、現行の65万円を66万円に改めるものでございます。

次に、第3項の改正は、後期高齢者支援金の課税限度額を2万円引き上げ、現行の24万円を26万円に改めるものでございます。

中段からの第23条につきましては、国民健康保険税の減額、いわゆる平等割及び均等割を7割、5割、2割軽減する規定でございますが、1ページ中段の第1項につきましては、第2条の医療給付費分と後期高齢者支援金分の課税限度額引上げに伴いまして、規定の整備を行うものでございます。

下段から2ページにかけての第2号は、5割軽減に関する規定で、軽減の対象となる所得の算定において被保険者数に乗ずる金額を1万円引き上げ、現行の29万5,000円を30万5,000円に改めるものでございます。

2ページ下段から3ページにかけての第3号は、2割軽減に関する規定で、軽減の対象となる所得の算定において被保険者数に乗ずる金額を1万5,000円引き上げ、現行の54万5,000円を56万円に改めるものでございます。

最後に、専決処分書の2枚目、別紙を御覧ください。中段の附則でございますが、第1項はこの改正条例の施行期日を定めたもので、令和7年4月1日から施行するものでございます。

第2項は、今回の条例改正に伴う経過措置について規定したものでございます。

以上で議案第24号 専決処分の承認を求めることについて（長瀬町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）の説明とさせていただきます。

○議長（岩田 務君） これより本案に対する質疑に入ります。質疑はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（岩田 務君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（岩田 務君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第24号 専決処分の承認を求めることについて（長瀬町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）を採決いたします。

本案を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（岩田 務君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第24号は原案のとおり承認することに決定されました。



◎議案第25号の説明、質疑、討論、採決

○議長（岩田 務君） 日程第6、議案第25号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤タキ江君） 議案第25号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の提案理由を申し上げます。

令和7年4月1日より、地域手当が支給されることになったことに伴い、関連する規定について所要の改正を行いたいため、この案を提出するものでございます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（岩田 務君） 議案の内容等について総務課長の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（染野和明君） それでは、議案第25号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきまして説明申し上げます。

提案理由につきましては、先ほど町長が申し上げましたとおりでございます。

なお、説明につきましては、お手元に配付してございます参考資料、議案第25号新旧対照表により主改正点についてご説明させていただきます。

参考資料、新旧対照表を御覧ください。左側が現行で、右側が改正案となります。改正箇所は下線部分になります。初めに、第13条でございますが、こちらは時間外勤務手当等を支給する際の勤務1時間当たりの給与額を算出する規定でございます。この条文に規定されている勤務1時間当たりの給与額を算出する際に、地域手当も含めて算出するよう改正するものでございます。

次に、第14条の7でございますが、こちらは勤勉手当に関する規定でございます。第14条の7第2項第1号に規定している勤勉手当を支給する際に超えることができない総額を算出するに当たり、地域手当も含めて算出するよう改正をするものでございます。

最後に、附則についてご説明申し上げます。議案を御覧ください。この条例は、公布の日から施行し、改正後の第13条の規定は、令和7年4月1日から適用するものでございます。

以上で議案第25号の説明とさせていただきます。

○議長（岩田 務君） これより本案に対する質疑に入ります。質疑はございますか。

9番、新井利朗君。

○9番（新井利朗君） この地域手当の地域ということについてのいわゆる分類ですか、昔秩父地域に関しては寒冷地手当とかというふうな名前のものがあったというふうに記憶しているのですが、そういうようなものは廃止されています。そういうふうなことから、また別に秩父地域に限定されたもの、金額、また大里地域とか県北部とか、そういうふうな形で分かれているのでしょうか。その辺の分類についてお聞きします。

○議長（岩田 務君） 総務課長。

○総務課長（染野和明君） それでは、新井議員のご質問にお答えいたします。

地域手当につきましては、民間の賃金水準や地域の物価水準を基礎に、地域間によって生じる支出の差を埋める目的で支給されているものでございます。昨年度までは、長瀬町は支給対象外地域だったのですが、埼玉県は全て支給対象地域になるというふうに変わりました。県内はほぼ、1級地から恐らく7級地まであったかと思うのですが、1級が一番物価が高い地域という形になるのですが、県内はほとんど7級の地域になるかと思うのですが、一部さいたま市ですとか、都市部については7級地以外のところもあるという形になるというふうに、その地域ごとに分かれているという形になってございます。

以上でございます。

○議長（岩田 務君） ほかに質疑はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（岩田 務君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（岩田 務君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第25号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（岩田 務君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

休憩 午前9時33分

再開 午前9時40分

〔議長、副議長と交代〕

○副議長（野原隆男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

地方自治法第106条第1項の規定により、議長の職務を行います。



◎日程の追加

○副議長（野原隆男君） 議長の岩田務君から辞職願が提出されました。

お諮りいたします。議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第7として直ちに議題とすることに異議ございますか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○副議長（野原隆男君） 異議なしと認めます。

よって、議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第7として直ちに議題とすることに決定いたしました。



◎議長辞職の件

○副議長（野原隆男君） 追加日程第7、議長辞職の件を議題といたします。

地方自治法第117条の規定によって、岩田務君の退席を求めます。

〔4番 岩田 務君退席〕

○副議長（野原隆男君） 事務局に辞職願を朗読させます。

〔事務局長朗読〕

○副議長（野原隆男君） お諮りいたします。

岩田務君の議長辞職を許可することにご異議ございますか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○副議長（野原隆男君） ご異議なしと認めます。

よって、岩田務君の議長辞職を許可することに決定いたしました。

ここで、退席しております岩田務君の出席を求めます。

〔4番 岩田 務君入場〕



◎議長退任の挨拶

○副議長（野原隆男君） 議長の辞職を許可することに決定いたしましたので、退任の挨拶をお願いいたします。

○4番（岩田 務君） 議長退任に当たりまして、ご挨拶申し上げます。

この2年間、議長という大役を無事務めさせていただきましたのは、議員各位のご支援、ご協力のたまものと感謝を申し上げます。また、大澤町長をはじめ執行部の皆様には、誠心誠意議会運営にご協力いただきまして、誠にありがとうございました。今後は、この2年間の経験を生かして、長瀬町の発展のためにしっかり努めさせていただきたいと存じます。

関係各位の皆様のご健勝、ご多幸をお祈りいたしまして、退任の挨拶とさせていただきます。誠にありがとうございました。



◎日程の追加

○副議長（野原隆男君） ただいま議長が欠けました。

お諮りいたします。議長の選挙を日程に追加し、追加日程第8として直ちに選挙を行いたいと思いますが、ご異議ございますか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○副議長（野原隆男君） ご異議なしと認めます。

よって、議長の選挙を日程に追加し、追加日程第8として直ちに選挙を行うことに決定いたしました。



◎議長の選挙

○副議長（野原隆男君） 追加日程第8、議長の選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場を閉鎖します。

〔議場閉鎖〕

○副議長（野原隆男君） ただいまの出席議員数は9名です。

次に、立会人を指名いたします。

長瀬町議会会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に1番、鈴木日出男君及び2番、板谷定美君を指名いたします。

投票用紙を配付します。

〔投票用紙配付〕

○副議長（野原隆男君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○副議長（野原隆男君） 配付漏れはなしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名でお願いします。

投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

○副議長（野原隆男君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号を呼び上げますので、順番に投票をお願いいたします。

〔投票〕

○副議長（野原隆男君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○副議長（野原隆男君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

1番、鈴木日出男君及び2番、板谷定美君、開票の立会いをお願いいたします。

〔開票〕

○副議長（野原隆男君） 開票の結果を報告します。

投票総数は9票、これは出席議員数に符合しております。

有効投票 9票

無効投票 0票です。

有効投票のうち

関 口 雅 敬 君 8 票

村 田 徹 也 君 1 票

以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は2.25票です。関口雅敬君が議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○副議長（野原隆男君） ただいま当選されました関口雅敬君が議長におられますので、長瀬町議会会議規則第33条第2項の規定により当選を告知します。

◇

◎議長就任の挨拶

○副議長（野原隆男君） ただいまより議長就任の挨拶を行います。

関口雅敬君に議長就任の挨拶をお願いいたします。

○7番（関口雅敬君） ただいま議長選挙におきまして9分の8票という投票で議長に就任をさせていただきました。

この間、不偏不党で私は活動しておりまして、11名の議長を見てまいりました。今後は、私は不偏不党で公共の福祉を前面に押し立て、もっと長瀬町が元気になるように議長として活動していきたいと思えます。これには、執行部の皆さん、あるいは議員の皆さんと一緒に手を取って頑張りたいと思っていますので、ご協力をお願いいたします。

なお、私には少々視力に障害があります。ですが、心の視力は2.0、至って健康。頑張りますから、よろしく願います。

以上をもちまして就任の挨拶にさせていただきます。

○副議長（野原隆男君） これをもって地方自治法第106条第1項の規定による議長の職務を終わります。

新議長と交代いたします。

皆様のご協力に感謝いたします。大変ありがとうございました。

暫時休憩いたします。

休憩 午前 9時59分

再開 午前10時06分

〔副議長、議長と交代〕

○議長（関口雅敬君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇

◎日程の追加

○議長（関口雅敬君） ただいま副議長の野原隆男君から辞表が提出されました。

お諮りいたします。副議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第9として直ちに議題とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（関口雅敬君） 異議なしと認めます。

よって、副議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第9として直ちに議題とすることに決定しました。



◎副議長辞職の件

○議長（関口雅敬君） 追加日程第9、副議長辞職の件を議題といたします。

地方自治法第117条の規定によって、野原隆男君の退席を求めます。

〔3番 野原隆男君退席〕

○議長（関口雅敬君） 事務局に辞職願を朗読させます。

〔事務局長朗読〕

○議長（関口雅敬君） お諮りいたします。

野原隆男君の副議長辞職を許可することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（関口雅敬君） 異議なしと認めます。

よって、野原隆男君の副議長の辞職許可をすることに決定しました。

ここで、退席しております野原隆男君の出席を求めます。

〔3番 野原隆男君入場〕



◎副議長退任の挨拶

○議長（関口雅敬君） 副議長の辞職を許可することに決定しましたので、退任の挨拶をお願いいたします。

野原隆男君。

○3番（野原隆男君） 副議長退任に当たりまして、ご挨拶を申し上げます。

この2年間、議長の補佐役として大役を無事務めさせていただきました。議員各位をはじめ、議会運営にご協力いただきました町執行部の皆様には、感謝の念に堪えません。今後は、副議長の経験を生かし、一議員として長瀬町の発展のためしっかりと努めさせていただきたいと存じます。

関係皆様のご健勝、ご多幸をお祈りいたしまして、退任の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。



◎日程の追加

○議長（関口雅敬君） ただいま副議長が欠けました。

お諮りいたします。副議長選挙を日程に追加し、追加日程第10として直ちに選挙を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（関口雅敬君） 異議なしと認めます。

よって、副議長の選挙を日程に追加し、追加日程第10として直ちに選挙を行うことに決定しました。



◎副議長の選挙

○議長（関口雅敬君） 追加日程第10、副議長選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場の閉鎖をお願いいたします。

〔議場閉鎖〕

○議長（関口雅敬君） ただいまの出席議員数は9名です。

次に、立会人を指名します。

長瀬町議会会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に1番、鈴木日出男君、2番、板谷定美君を指名します。

投票用紙を配付します。

〔投票用紙配付〕

○議長（関口雅敬君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（関口雅敬君） 配付漏れなしと認めます。

念のために申し上げます。投票は単記無記名です。

投票箱を点検いたします。

〔投票箱点検〕

○議長（関口雅敬君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号を呼び上げますので、順番に投票をお願いいたします。

事務局長、お願いします。

〔投票〕

○議長（関口雅敬君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（関口雅敬君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

1番、鈴木日出男君、2番、板谷定美君の立会いをお願いいたします。

〔開 票〕

○議長（関口雅敬君） 投票の結果を報告します。

投票総数 9 票、これは出席議員数に符合しております。

有効投票 9 票

無効投票 0 票です。

有効投票のうち

新 井 利 朗 君 1 票

大 島 瑠美子 君 4 票

村 田 徹 也 君 4 票

以上のとおりでございます。

この選挙の法定得票数は2.25票です。大島瑠美子君及び村田徹也君の得票数は、いずれも法定得票数を超えております。

両君の得票数は同数です。この場合、地方自治法第118条第1項の規定は、公職選挙法第95条第2項の規定を適用し、くじで当選人を決定することになっております。

くじは2回引きます。1回目は、くじを引く順を決めるものです。2回目は、この順序についてくじを引き、当選人を決定するものです。

くじは抽せん棒で行います。抽せん棒は、1番から9番までのいずれかの番号が記載されているものが各1本ずつ、9本入っております。

1回目は、若い番号を引いた方が最初にくじを引いていただくことにいたします。2回目は、若い番号を引いた方を当選人と決定させていただきます。

それでは、鈴木日出男君及び板谷定美君、くじの立会人をお願いいたします。

〔くじを引く〕

○議長（関口雅敬君） では、くじの結果を報告いたします。

村田徹也君、8、大島瑠美子君、3を引きました。

したがって、くじの結果、大島瑠美子君が当選人と決定いたしました。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○議長（関口雅敬君） ただいま当選されました大島瑠美子君が議場におられますので、長瀬町議会会議規則第33条第2項の規定により、当選を告知します。



◎副議長就任の挨拶

○議長（関口雅敬君） ただいまより副議長就任の挨拶を行います。

大島瑠美子君に副議長就任の挨拶をお願いいたします。

○8番（大島瑠美子君） ただいまの副議長選挙におきまして、運よくくじ引で若いほうの番号を引きましたので、副議長にご選出いただいたということになります。身に余る光栄とは存じますが、身の引き締まる思いでございます。

議長の補佐役として、また議会の円滑な運営に努めてまいるとともに、町政の発展に尽くす所存でございますので、皆様方のお力添えを賜りますよう心からお願い申し上げ、副議長就任の挨拶といたします。どうもありがとうございました。今後ともよろしくご指導、ご鞭撻のほどお願いいたします。ありがとうございました。

○議長（関口雅敬君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前１０時３２分

再開 午前１０時５２分

○議長（関口雅敬君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

————— ◇ —————

◎日程の追加

○議長（関口雅敬君） 令和７年５月１２日に常任委員会委員の任期が満了となります。

お諮りいたします。常任委員会委員の選任を日程に追加し、追加日程第１１として直ちに議題とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（関口雅敬君） 異議なしと認めます。

よって、常任委員会委員の選任を日程に追加し、追加日程第１１として直ちに議題とすることに決定しました。

————— ◇ —————

◎常任委員会委員の選任

○議長（関口雅敬君） 追加日程第１１、常任委員会委員の選任を議題といたします。

お諮りいたします。本件については、各自の希望を取り、調整の上、委員会構成をいたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（関口雅敬君） ご異議なしと認めます。

よって、各自の希望を取って委員会を構成することにいたします。
その間、暫時休憩いたします。

休憩 午前１０時５３分

再開 午前１０時５５分

○議長（関口雅敬君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

常任委員会委員の選任を行います。

常任委員会委員については、議長からご指名いたします。

総務教育常任委員会委員は、板谷定美君、村田徹也君、関口雅敬君、大島瑠美子君、新井利朗君の5名です。委員長につきましては村田徹也委員長、副委員長は新井利朗君。

経済観光常任委員会委員は、鈴木日出男君、野原隆男君、岩田務君、野口健二君の4名です。委員長は野原隆男君、副委員長は野口健二君にご指名いたしますので、お願いいたします。

以上のとおりご指名したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（関口雅敬君） ご異議なしと認めます。

よって、各常任委員会委員は、先ほどご指名申し上げましたとおり決定いたしました。

◇

◎日程の追加

○議長（関口雅敬君） 日程の追加を行います。

議会運営委員会委員の任期満了について、令和7年6月12日に議会運営委員会委員の任期が満了となります。

お諮りいたします。議会運営委員会委員の選任を日程に追加し、追加日程第12として直ちに議題とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（関口雅敬君） ご異議なしと認めます。

よって、議会運営委員会委員の選任を日程に追加し、追加日程第12として直ちに議題とすることに決定しました。

◇

◎議会運営委員会委員の選任

○議長（関口雅敬君） 追加日程第12、議会運営委員会委員の選任を議題といたします。

長・町議会委員会条例第5条第1項の規定により、議長からご指名いたします。

1番、鈴木日出男君、2番、板谷定美議員、3番、野原隆男君、4番、岩田務君、5番、村田徹也君、6番、野口健二君、8番、大島瑠美子君、9番、新井利朗君。

以上のとおりご指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（関口雅敬君） ご異議なしと認めます。

よって、議会運営委員会委員は、先ほどご指名申し上げましたとおり決定いたしました。

議会運営委員会正副委員長の互選について、次に議会運営委員会において正副委員長の互選を休憩中をお願いいたします。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時58分

再開 午前10時58分

○議長（関口雅敬君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

_____ ◇ _____

◎議会運営委員会正副委員長の互選

○議長（関口雅敬君） 議会運営委員会の正副委員長の互選の結果についてご報告いたします。

委員長 新井利朗君

副委員長 野口健二君

以上のとおり決定いたしました。

_____ ◇ _____

◎字句の整理

○議長（関口雅敬君） ここで字句等の整理についてお諮りいたします。

会議規則第45条の規定により、会議中の発言に際しまして不適當あるいは不備な点がございましたら、その整理を議長に委任されたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（関口雅敬君） ご異議なしと認めます。

よって、字句の整理は議長に委任することに決まりました。

_____ ◇ _____

◎町長挨拶

○議長（関口雅敬君） 以上で本臨時会の会議に付された事件は全て終了いたしました。

本議会の閉会に当たりまして、町長から挨拶のため発言を求められておりますので、ここで挨拶を許します。

町長。

○町長（大澤タキ江君） 臨時議会の終了に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

今議会では、議長選挙をはじめ、議会構成等も決まり、誠におめでとうございます。本日就任されました関口議会議長様を中心に、町民の期待に応えるべく、町政発展のためご尽力いただきますようよろしくお願いをいたします。

また、今議会では、町政の重要案件3議案を提出いたしました。慎重にご審議をいただき議決等をい

ただき、誠にありがとうございました。これらの審議の過程でいただきましたご意見やご提案につきましては、十分これを検討し、前向きに対応してまいりたいと存じます。

最後になりますが、気持ちのよい新緑の時期ではございますが、寒暖差の大きい時期でもございます。皆様には健康にご留意され、町政の進展のためますますご活躍されますことをご期待申し上げます。

以上をもちまして、閉会に当たりましてのご挨拶といたします。ありがとうございました。



◎閉会の宣告

○議長（関口雅敬君） これをもちまして令和7年第2回長・町議会臨時会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

閉会 午前11時02分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和7年 月 日

議 長 関 口 雅 敬

前 議 長 岩 田 務

前 副 議 長 野 原 隆 男
署 名 議 員

署 名 議 員 村 田 徹 也